

# ＜日本史探究 補講②＞ 改新の詔 史料

- ・改新の詔：『1. 』に記載あるも、一部原文ではないとされている

## 【第一条】

其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる(2. )の民、処々の(3. )、及び別には臣・連・伴造・国造・村首の所有る(4. )の民、処々の(5. )を罷めよ。仍りて(6. )を大夫より以上に賜ふこと、各差あらむ。

- ① 大王が持っている私有地 [=7. ]・私有民 [=8. ]、豪族たちが持っている私有地 [=9. ]・私有民 [=10. ]を廃止して、その代わりに(6. )といふ給与を与える、というもの！ ←下級役人には布帛が与えられた  
→ 土地・人民は国家が所有するといふといふ(11. )制へ！

## 【第二条】

其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、及び鈴契を造り、山河を定めよ。

- ② 都をちゃんと作って、都の置かれる畿内や国・郡には国司・郡司・関所が設置されることと、地方には防人などの警備兵や駅馬などの連絡手段を設置することを規定。

※ 第二条の「郡」の字は原文では「12. 」が使われていたことが、藤原京跡から発見された(13. )で確認された。大宝律令(701年)などをもとに修飾されて『日本書紀』に書かれたものと考えられている。

## 【第三条】

其の三に曰く、初めて(14. )・(15. )・(16. )の法を造れ。  
凡そ五十戸を(17. )と為し、里毎に長一人を置け。

- ③ (14. )を作て国民1人1人を国が把握することを目指す！ 14に基づいて(15. )を作る。 ← 実際に14ができたのは670年の庚午年籍から！  
→ この14により口分田[班田]を支給し、税を課税するといふ(16. )法を作るようになつた。 6歳になつたら「班田」をあげ、死んだらその「田んぼ」はまた國のものに戻す。

## [第四条]

其の四に曰く、のたまへ 旧の賦役を罷めて、田の調を行へ。……

④豪族や大王がバラバラにとっていた 旧来の税制を廢止して、国民に与えた田に一定の税を徴収しよう、ということ！（あくまで目標ですぐに一新されたワケではない）

改新の詔は、①公地公民制 ②地方制度 ③班田收授 ④税制の4項目からなる！

問(1)乙巳の変の後の一連の改革のことを？ ( )

問(2)(1)に際し、孝徳天皇は都をどこに移した？ ( )

問(3)(1)で高向玄理と旻が就いた役職は？ ( )

問(4)(1)で内臣に就任した人物は？ ( )

問(5)次の史料を読んで各問いに答えよう。

其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、廻々の(A)及び別には臣・連・伴造…の所有する(B)の民、廻々の(C)を罷めよ。仍りて(D)を大夫より以上に賜ふこと、各差あらむ。

(ア)(A)～(D)に入る語は？  
A=( ) B=( ) C=( ) D=( )

(イ)この史料に記されている、土地と人民は国家が所有するという制度を何といふ？ ( )制

(ウ)この史料が出された年は？ ( )年

(エ)この史料の名称は？ ( )